静岡市旅館業法等の施行に関する規則等の一部改正について（案）の概要

１　規則等の案の題名

　　静岡市旅館業法等の施行に関する規則等の一部改正について（案）

２　改正しようとする規則等

　　静岡市旅館業法等の施行に関する規則(平成15年規則第143号)

静岡市食品衛生法等の施行に関する規則（平成15年規則第150号）

静岡市公衆浴場法等の施行に関する規則(平成15年規則第144号)

静岡市クリーニング業法施行細則(平成15年規則第147号)

静岡市理容師法施行細則(平成15年規則第148号)

静岡市美容師法施行細則(平成15年規則第149号)

　　静岡市興行場法施行細則(平成15年規則第142号)

静岡市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成15年規則第151号)

３　規則等を定める根拠となる法令の条項

　　旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）

　　旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号）

　　食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）

　　公衆浴場法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 27 号）

　　クリーニング業法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 35 号）

　　理容師法施行規則（平成10 年厚生省令第４号）

　　美容師法施行規則（平成10 年厚生省令第７号）

 興行場法（昭和23年法律第137号）

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成２年法律第70号）

４　改正の趣旨及び規則等の案の内容（改正の内容）

　　①令和５年６月14日、「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和５年法律第52号）」（以下「改正法」とする。）が公布された。改正法により、新たな営業者の地位の承継方法として「事業譲渡」が追加された。

これに伴い、**「静岡市旅館業法等の施行に関する規則」内の参照条項の条ずれが生じたので、修正する。**

裏面もあります

②令和５年８月30日、「旅館業法施行規則等の一部を改正する省令」（以下「改正省令」とする。）が公布され、興行場法施行細則を除く、上記３の６つの省令で事業譲渡の際の届出に関する必要書類が規定された。加えて、各省令で規定されていた許可申請の際のただし書きが削除された。これに伴い、**各市規則で規定する各種様式を見直すとともに所要の改正を行う。**

③興行場営業の事業譲渡の届出手続き等についても、改正省令を参考に改正するよう通知されていることから、**静岡市興行場法施行細則で定める様式も上記②と同様の改正を行う。**

５　規則等を施行する時期（予定）

　改正法の施行の日（公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日）